

「伏見稲荷周辺の文化・歴史の魅力発信事業」企画実施業務委託 仕様書

1 委託業務名

「伏見稲荷周辺の文化・歴史の魅力発信事業」企画実施業務

2 業務目的

伏見稲荷大社周辺は、近年の観光客の急増に伴い、交通混雑やゴミの問題等の様々な課題が生じていたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、来訪者が激減している状況にある。

こうした状況を今一度、稲荷の本質をしっかりと発信する機会と捉え、新型コロナウイルス感染症の終息後には、一歩先の「質の高い観光」を楽しんでいただけるよう、回復期を見据えた取組を進めていく必要がある。

本業務は、これまでとは違った視点で新しい稲荷を発見し、感じてもらうための仕掛けとして、伏見稲荷周辺の地域に息づく文化・歴史、参拝作法やマナーなど、本質的な情報を「楽しく・分かりやすく」発信し、回復期への期待感を醸成しながら、「質の高い観光」へと繋げていくための企画を実施するとともに、それに伴うコンテンツを作成するものである。

3 委託期間

契約の日から令和3年3月31日（水）まで

4 業務内容

企画、取材・撮影、ナレーション、作画、編集等のすべての業務

(1) 映像制作

ア 制作の留意点

- ・ 主に国内観光客を対象に、伏見稲荷周辺の文化・歴史、参拝作法やマナー等の情報を「楽しく・分かりやすく」発信し、回復期への期待感を醸成する内容とすること。
- ・ 自宅で気軽に稲荷の本質を感じ・学び、質の高い観光への繋げていくために、様々な切り口から企画・構成を検討すること。
- ・ 伏見稲荷周辺の名所も発信し、周辺への回遊を促進する内容とすること。

イ 仕様

子どもや大人、稲荷を訪れたことがない方からリピーターまで、レベルに沿って段階ごとに作成することとし、短編、中編、長編など、複数種類を制作すること。

なお、制作本数や尺の長さ等の詳細については、受託者からの提案を踏まえ、企画内容に応じて協議のうえ決定する。

(2) 独創的な企画実施

上記(1)の映像制作に加え、「楽しく・分かりやすく」発信する効果的な企画を提案し、独創的で深く印象に残る取組を実施すること。

(3) その他

より多くの方に映像を見ていただけるよう、インターネット（SNS等）を活用した広報やインターネット配信した映像の視聴者数を増やす取組等、効果的な広報を行うこと。

5 制作手順

- (1) 受託者は、本市と協議のうえ、伏見稻荷大社や関係団体、学識者、地域住民など、伏見稻荷周辺の地域の文化・歴史に造詣の深い関係者へのヒアリングや、大社の文化財指定や周辺に関する資料の参照等により、幅広く情報収集を行うこと。
- (2) 受託者は、京都市及び京都市が提示する関係者と構成内容について協議を行う。
※主担当者を配置し、月1～2回程度の打合せに参加すること。
- (3) 受託者は、(2)の協議に基づき、企画案（構成、シナリオ等）を作成し、京都市へ提出する。
- (4) 京都市は、提案された企画案を校正して確定する。
- (5) 受託者は、確定した企画に基づき京都市と十分に協議を行いながら収録・編集作業等を行う。

6 納品物

- (1) DVD：10枚
- (2) YouTubeでサポートされているファイル形式で記録したDVD-R：1部

7 納品・履行時期

- (1) 映像制作
令和2年9月30日（水）までに、1本以上を納品すること。
残りの映像については、令和3年3月12日（金）までに、全てを納品すること。
※完成した映像から、随時、納品すること。
- (2) 独創的な企画実施
令和2年9月30日（水）までに、一部を実施することとし、令和3年3月12日（金）までに、全てを履行すること。

※納品日やその他の詳細なスケジュールについては、契約後に別途協議する。

8 業務進行及び管理

- (1) 委託業務の実施に当たっては、逐次、委託者と協議を行い、委託者の指示により、業務を進める。
- (2) 委託業務の遂行に当たり委託者が提出を求める資料については、その都度、委託者が求める部数の紙資料及び電子データで提出する。
- (3) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。
なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。

- (4) 成果物に係る一切の著作権は委託者に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (5) 受託者は、成果物に係る著作者人格権を行使しないこととする。
- (6) 受託者は、成果物を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を委託者が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (8) 個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

9 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務着手に先立ち、本市と調整のうえ、作業工程表（作業の具体的な日時が分かるもの）を提出し、本市の承認を得ること。
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次本市と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果については速やかに報告を行うこと。
- (3) その他関係する機関・担当者と十分な調整を行い、円滑に業務を進めること。

10 業務委託料の上限

960千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

11 委託料の支払い

委託者において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

12 その他

業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び契約書等に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。